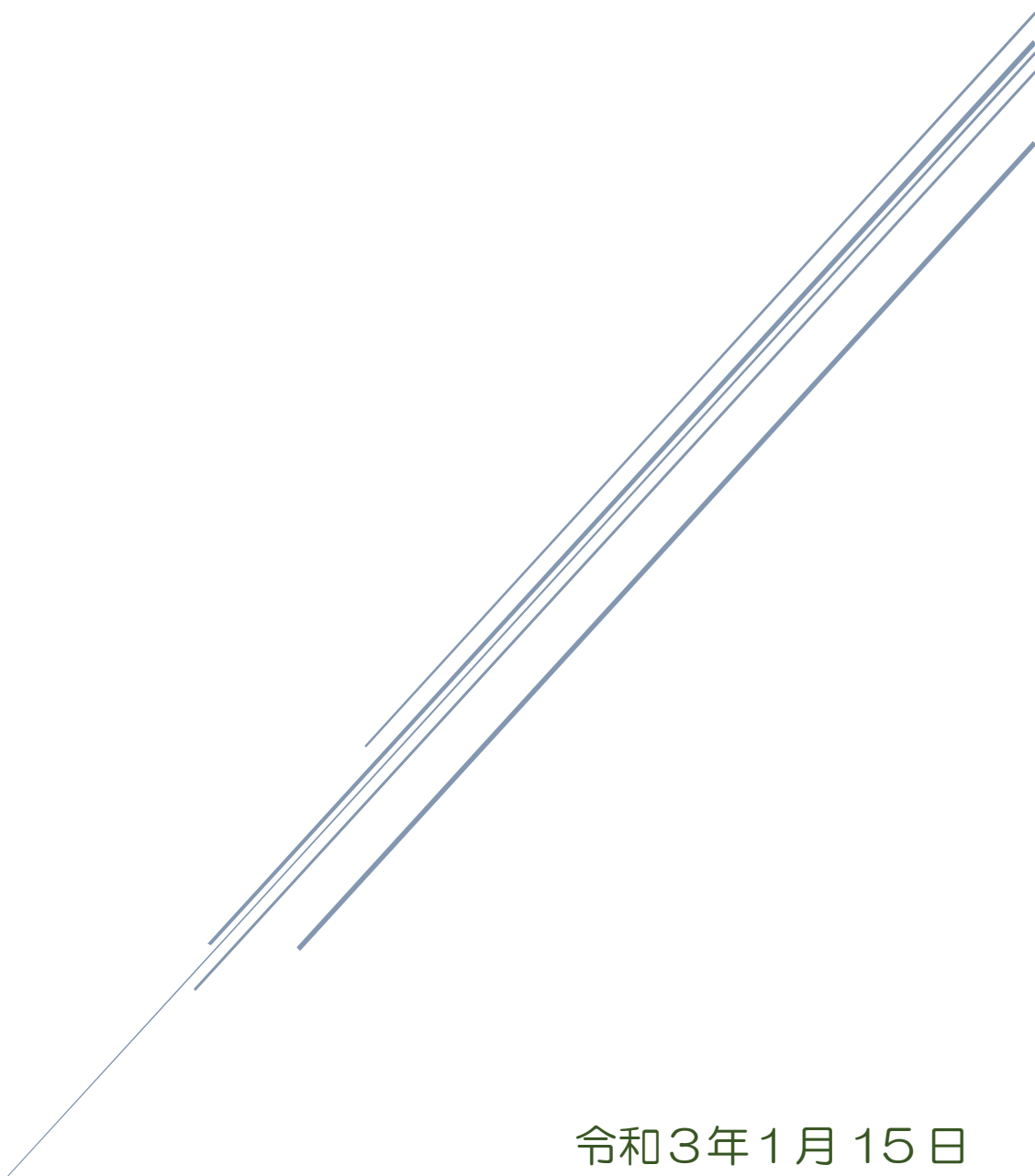




清瀬市立中学校「部活動の活動指針」

～子供たちの遠い未来を見据えた運営体制を目指して～



令和3年1月15日

清瀬市教育委員会

～子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育～



子供たちの遠い未来を見据えて

随分と昔の話になりますが、私が吹奏楽部の顧問の時、全日本吹奏楽コンクールまで駒をすすめられた年がありました。日本全国の吹奏楽部員が目標とする「普門館」（別名:吹奏楽の甲子園）での演奏、そしてなんと夢にまで見た金賞を受賞することができ、私にとっても部員にとっても「生涯に一度」の忘れ得ぬ 14 分間となりました。でも「本当にこれでいいの…」と考えた私は翌年、コンクールの出場を辞退し、「金賞」を取ることができた団体が招待を受ける「世界吹奏楽大会」のステージで演奏することを選択しました。この大会は「順位」はつきません。世界各国の吹奏楽愛好者が集い、音楽を聴き、奏で、楽しむ仲間として交流を深めようという「お祭り」です。「今年も日本一だ！」と氣勢を上げていた部員たち、保護者の方々は猛反対をしました。当時の校長先生からも呼ばれ「坂田さん、地域の人たちも期待しているんだ。考え直してくれないか」と懇願されましたが、私は曲げませんでした。

なぜなら「順位」が付くコンクールは、「高い点数を取るためのテクニック」に走りがちで、本当の意味で音楽を愛する、楽しむことを子供たちに教えてあげることができなかった…、と心底反省したからです。「あらゆることを犠牲にし、決して妥協しない厳しい練習」「細部まで徹底的にこだわった時間をかけた練習」に慣れていた部員たちの価値観をひっくり返すのは並大抵ではありません。だから学校近くの福祉施設でのチャリティコンサート、お年寄りを招いての「日本の歌 ミニコンサート」、近隣小学校の音楽クラブとジョイントした「手をつなごうコンサート」等、「自分のためではない他者のための音楽」を実感できる場をたくさん用意しました。私たちが演奏する「浜辺の歌」を聞いて共に口ずさんでくれるお年寄りの姿を観て、涙を流しながら声をかけてくれた福祉施設の職員さんや「中学生ってすごい！」と感嘆の声を上げる小学生を目の当たりにして、彼らはきっと「順位」ではない音楽の素晴らしさをほんの少しずつ感じてくれていったのだと思います。

世界大会当日、彼らの顔はコンクールとは全く違う表情でした。部長がステージ脇で部員にこんな声をかけてくれました。「まずは自分たちが 20 分間を最大限楽しもう！」「ハイ！」私も一緒に返事。また違った「生涯に一度」を子供たちと共に体験することができました。

昨年、40 歳を超えた彼らと再開する場がありました。最も花が咲いた話題はコンクールではなく世界大会。「本当の意味で音楽を愛する、楽しむこと」を彼らに学ばせてくれたのは、私ではなく 25 年の歳月だったのかもしれません。

本指針は、策定にあたって部活動の意義を再度見直し、清瀬市の全ての子供たちが、生涯を通じてスポーツや文化に親しみ続けることができるような環境を整えるための本市としての誓いです。

学校関係者のみならず、市民の皆様も、子供たちの遠い未来を見据えて、本指針の可能性に大いに期待していただければ幸いです。

最後になりましたが、本指針の作成にあたり御協力いただきました、清瀬市立中学校部活動の在り方に関する検討委員会の皆様に深くお礼申し上げご挨拶といたします。

令和3年3月

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

もくじ

I	清瀬市立中学校「部活動の活動指針」・・・・・・・・・・	P 1
II	解説・・・・・・・・・・	P 5
1	基本方針・・・・・・・・・・	P 6
2	適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・	P 8
3	合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進・・・・・・・・	P 12
4	適切な休養日等の設定・・・・・・・・・・	P 13
5	生徒のニーズを踏まえた多様なスポーツ・文化活動に親しめ る環境の整備・・・・・・・・・・	P 16
6	参加する大会や練習試合等の見直し・・・・・・・・・・	P 19
	参考資料	P 20
	参考・引用文献	P 26

I 清瀬市立中学校「部活動の活動指針」

清瀬市立中学校「部活動の活動指針」

1 基本方針

本市の部活動において、市教育委員会（以下「市教委」という。）として以下の点を重視し、本市の生徒にとって望ましい、生涯にわたって豊かなスポーツ・文化活動¹に親しむことのできる資質・能力を養う。

- 「日本型学校教育」²の意義を踏まえ、生徒が豊かなスポーツ・文化活動を通じて、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校の教育活動との関連を図り、合理的でかつ効率的、効果的に取り組む。
- 学校、家庭・地域が連携して生徒の生涯を見据えた部活動の環境を整備し、学校として持続可能な運営体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

- ア 市教委は、「清瀬市立中学校『部活動の活動指針』（以下、「本指針」という。）」を策定し、公表する。
- イ 校長は、本指針に則り、各学校の部活動に関する運営方針を定めた「部活動の活動方針」³を作成し、公表する。
- ウ 各部顧問（含む「部活動指導員」⁴、以下同様。）は、「年間の活動計画」⁵並びに「毎月の活動計画」⁶を作成し、校長が確認の上、公表する。

（２）指導運営に係る体制の構築

- ア 市教委は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、順次増員を図りながら学校に配置する。
- イ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全面の確保、教員の長時間勤務⁷の解消等の観点から、持続可能な部活動を実施できるよう適正な数の

¹ 文化活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれるものと一般的に捉えられており、本市では、先行して運動部の活動指針が策定されていることから、「運動以外の全ての活動」として、文化活動と表記する。

² 「日本型学校教育」とは、学習指導だけでなく、生徒指導でも主要な役割を担い、教員が児童・生徒の状況を総合的に把握して指導することで、子供たちの知・徳・体を一体で育む点が諸外国からも高い評価を受けている。……少子高齢化や人口減少に対応した学校教育の維持と、その質の保障に向けた取り組みも必要だ。（『令和の日本型学校教育』の答申への中間報告 令和2年10月7日 文部科学省より）

³ 巻末資料「参考様式1」参照

⁴ 部活動指導員とは、清瀬市立中学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図るため、学校教育法施行規則第78条の2に規定に基づき、設置され、従来の外部指導員とは異なり、部活動の顧問として、部活動に係る業務全般を行うことができる人材のこと。詳細については、巻末資料「中学校部活動指導員配置事業実施要領」参照のこと。

⁵ 巻末資料「参考様式2」参照

⁶ 巻末資料「参考様式3」参照

⁷ 長時間勤務については、「学校における働き方改革推進プラン」（平成30年2月 東京都教育委員会）において「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」との記載があり、「平日は、1日当たりの在校時間の上限を11時間以内とする。」「週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないよう、どちらか一方は必ず休養できるようにする。（都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は42時間30分（休憩時間含む））」と示されている。また、労働省による基準では、「月当たりの時間外労働は45時間を超えないこと」としている。

部活動を設置する。

ウ 校長は、部活動顧問の決定にあたって、校務分掌の平準化を視野に入れ、複数顧問制の導入など、学校全体としての適切な指導及び管理及び運営に係る体制の構築を図る。

エ 市教委及び校長は、教員の部活動への関与について、適正に、業務改善及び勤務時間の管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

校長及び顧問は、部活動の実施に当たって、「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」(令和元年7月 東京都教育委員会)⁸等を活用し、適切な指導に努める。

(2) 部活動用指導手引の活用

校長及び顧問は、各種団体等が作成する指導手引等を活用し、各スポーツ・文化活動の特性を踏まえた、合理的でかつ効率的、効果的な活動等を取り入れる工夫をする。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

週当たり、2日以上 of 休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、大会⁹やコンクール、発表会、地域での行事等(以下「大会等」という。)で休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)

(2) 休養期間の設定

ア 定期考査期間(生徒及び教員が、定期考査の準備等に係る必要な期間)

イ 学校閉庁期間(夏期及び冬期)

(3) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等含む)及び長期休業中は3時間程度までとする。なお、終了時刻は、年間を通して原則、最長でも午後6時30分(完全下校)までとする。

(4) その他

ア 朝の活動については、午後の活動時間と合わせて、1日の活動時間(2時間程度)を超えないようにする。

イ 大会等への参加日及び参加日1週間前が休養期間と重なる場合については、必ず休養日を設定し振り替えること。また、実施の際には、本人及び保護者の理解を得ることに付け加えて、活動時間を減らすなどの配慮をする。

5 生徒のニーズを踏まえた多様なスポーツ・文化活動に親しめる環境の整備

⁸ 東京都教育委員会が編集・発行し、主に「体罰、不適切な行為の防止」「部活動における重大事故の防止に向けた安全対策」「部活動中における健康面での留意事項」「各競技における重大事故防止のためのガイドライン」「部活動の実践事例」などが記載されている。

⁹ 大会とは、国、東京都・清瀬市等が主催や共催する大会やコンクール、発表会、地域での行事等をいう。

(1) 地域連携サークル（仮称）¹⁰の設置

市教委は、各校の要望を踏まえ、地域団体の活動等と連携した地域連携サークルを校内に設置し、小・中学生が地域の年齢層の異なる人々と多様なスポーツ・文化活動に親しめる場を提供する。

(2) 総合運動部や総合文化部¹¹の設置の推進

市教委は、生徒の部活動に対する潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒が参加しやすい活動を行う総合運動部や総合文化部の設置を推進する。

(3) 学校における活動を必要としない活動の中学校体育連盟への加盟協力

校長は、様々な地域のスポーツクラブ等で活動している生徒について、中学校体育連盟主催の大会に参加を希望する場合には、その加盟に協力する。

6 参加する大会等や練習試合等の見直し

(1) 市教委は、週末等に開催される大会等の統廃合を主催者に要請する。

(2) 校長は、生徒と顧問等が参加する大会等を精査し、両者の負担軽減を図る。

(3) 顧問は、活動期間と休養期間にメリハリを付け、生徒のモチベーション維持に努める。

¹⁰ 地域連携サークル（仮称）とは、各学校の施設貸し出し制度を利用し、既存もしくは新たに地域の児童・生徒を受け入れ可能とする地域スポーツや文化活動の団体のこと。

¹¹ 総合運動部や総合文化部とは、適度な頻度で、季節ごとに異なる活動を行う運動部や、大会志向でなく、レクリエーション志向で行う文化部等、生徒が楽しく、スポーツ・文化活動に親しむ部活動のこと。

Ⅱ 解説

1 基本方針

本市の部活動において、市教育委員会（以下「市教委」という。）として以下の点を重視し、本市の生徒にとって望ましい、生涯にわたって豊かなスポーツ・文化活動に親しむことのできる資質・能力を養う。

- 「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が豊かなスポーツライフと文化活動を通じて、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校の教育活動との関連を図り、合理的でかつ効率的、効果的に取り組む。
- 学校、家庭・地域が連携して生徒の生涯を見据えた部活動の環境を整備し、学校として持続可能な運営体制を構築する。

中学校における一般的な部活動の課題は以下の通りである。

＜生徒の負担＞

- ・ 長時間の練習等による生徒の精神的・体力的な負担に伴う、望ましい生活習慣の確立への悪影響
- ・ 朝練習等の実施による生徒の生活リズムへの影響¹²
- ・ 勝敗や順位等にこだわった過度の練習による生徒のバーンアウト

＜教員の負担＞

- ・ 中学校教員の勤務時間は非常に長く、特に部活動の指導時間が長い
- ・ 放課後の部活動の指導時間が、授業準備や個別面談等の支障となっている状況
- ・ 顧問した部活動の活動等の経験や指導経験がない顧問が多数いる状況
- ・ 土日等の大会やコンクール、発表会、地域での行事等（以下、「大会等」という。）への引率により休日が休日となっていない状況
- ・ 大会等運営業務の教員負担が大きくなっている状況

上記課題を受け、本市の生徒にとって望ましい生涯にわたって豊かなスポーツ・文化活動に親しむことのできる環境を構築するという観点に立ち、以下を基本的な考え方として本指針を策定した。

- 「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が豊かなスポーツ・文化活動を通じて、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

学習指導要領が示す、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目的とする。そのために「日本型学校教育」（P2「本指針の注2」参照のこと）の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、スポーツ・文化活動に親しむことのできる資質・能力を養うことのできる部活動の実現を図る。

¹² 「第6回部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」（平成30年1月16日実施）
妹尾委員から「…朝練はそもそも教師の勤務時間外であることは確実ですし、子供の生活リズムへの問題もある…」

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校の教育活動との関連を図り、合理的でかつ効率的、効果的に取り組む。

中学校における部活動は、学習指導要領¹³にも示されており、教育課程で学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求する機会とする。また、生徒自身が教育課程において学習する内容の大切さを改めて認識させ、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

- 学校、家庭・地域が連携して生徒の生涯を見据えた部活動の環境を整備し、学校として持続可能な運営体制を構築する。

部活動の運営は、一定規模の地域単位での体制を構築していくことが長期的には不可欠である。このことを踏まえ、今後は、学校教育の一環としての活動を継続しつつも、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにすることが必要である。

¹³ 中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）【抜粋】

「第 1 章 総則」

第 5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

「第 2 章 各教科 第 7 節 保健体育」

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第 2 の内容については、次の事項に配慮するものとする。

(6) 第 1 章総則の第 1 の 2 の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。……（省略）

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 市教委は、「清瀬市立中学校部活動の活動指針」（以下、「本指針」という。）を策定し、公表する。

イ 校長は、本指針に則り、各学校の部活動に関する運営方針を定めた「部活動の活動方針」を作成し、公表する。

ウ 各部顧問（含む、部活動指導員）は、「年間の活動計画」並びに「毎月の活動計画」を作成し、校長が確認の上、公表する。

ア 市教委は、「清瀬市立中学校『部活動の活動指針』」（以下、「本指針」という。）を策定し、公表する。

市教委では、「運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月改訂 東京都教育委員会）及び「文化部活動の在り方に関する指針」（平成31年3月 東京都教育委員会）に則り、本指針の策定を行った。本策定では、円滑な学校運営を図るため、運動部と文化部の全ての部活動を対象とし運営方針等を統一したことと、本市の現状を受けて、取組の具体をさらに盛り込み、策定、公表¹⁴を行った。

イ 校長は、本指針に則り、各学校の部活動に関する運営方針を定めた「部活動の活動方針」を作成し、公表する。

校長は、「設置する部活動」（部活動名、顧問・部活動指導員、外部指導員、部員数、主な活動場所、活動曜日）と「部活動に係る活動方針」（指導・運営体制、適切な指導の実施、適切な休養日の設定、大会等への参加、その他）を記載し、学校全体の部活動の活動方針を示すとともに、公表する。

ウ 各部顧問は、「年間の活動計画」並びに「毎月の活動計画」を作成し、校長が確認の上、公表する。

顧問は、年度当初に「指導者」（顧問・部活動指導員名、担当活動日）、「活動場所・活動曜日」（活動場所、活動曜日、休養日、土・日曜日の活動）、「年間計画」（活動目標、活動内容等、参加予定の大会やコンクール、発表会、地域での行事等）を記載し、年度当初に管理職に確認の上、公表する。また、月毎に、毎月の活動計画（活動日、活動時間、場所、参加予定の大会やコンクール、発表会、地域での行事等の日程等、外部指導員の配置）を管理職に確認の上、公表する。

¹⁴ 市教委が策定した本指針及び校長が作成した「部活動の活動方針」の公表は、ホームページ上で行う。また、顧問が作成した「年間の活動計画」及び「毎月の活動計画」については、ホームページ上で公表することが望ましいが、「毎月の活動予定」については、顧問から部員生徒及び保護者に周知することで、公表に替えることもできる。

（２）指導運営に係る体制の構築

- ア 市教委は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、順次増員を図りながら学校に配置する。
- イ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全面の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、持続可能な部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置する。
- ウ 校長は、部活動顧問の決定にあたって、校務分掌の平準化を視野に入れ、複数顧問制の導入など、学校全体としての適切な指導及び管理・運営に係る体制の構築を図る。
- エ 市教委及び校長は、教員の部活動への関与について、適正に、業務改善及び勤務時間の管理等を行う。

- ア 市教委は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、順次増員を図りながら学校に配置する。

部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全面の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、定期に研修を行う。

「部活動指導員配置計画（予定）」

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
配置予定人数	５名	８名	１０名
学校への配置	各校に１名配置	各校に１～２名配置	各校に２名配置

※部活動指導員は、複数校を担当することもある。

<参考>

「保護者の意見より」（働き方改革検討委員会（令和元年度７月１２日実施））

- 「部活動は、社会性を学ぶ上でも重要で、先生や先輩との関係など、クラブチームでは経験できないものです。親としては、社会性を身に付けるためにも部活動をやってほしい。しかし、先生の負担を思うと、部活動指導員に多くの予算を付けて欲しいです。」
- 「保護者も子供も、次の年その部活があるのかという不安があります。部活動指導員や外部指導員を入れることで、部活が継続されるということであれば、中学校に入学させる保護者としては安心です。」

- イ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全面の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、持続可能な部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置する。

部活動の活動経験や指導経験がない教員が多数いる状況の中で、指導者の専門性とともに入生徒の安全面の確保をすることの負担が増してきている。

これらを踏まえ、従来の外部指導員及び外部指導員の積極的な活用を推進するとともに、より専門的な指導が図れるような部活動数を検討し、設置を行う。なお、すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、廃止を決定する。

また、新しい部活動の設置を検討する場合は、周辺中学校の部活動の状況や長期的に存続が可能であるかどうかを十分に踏まえ、校長が決定する。

<参考>

① 清瀬市立中学校における「部活動の活動経験、指導経験のない教員数及び割合」（令和2年9月1日現在）

	職員数 (顧問になり得ることができる正規教員)	顧問数 ※兼務も含む	部活の競技経験、指導経験のない教員数	部活の活動経験、指導経験のない教員割合 (運動部文化部の合計) ※小数点以下四捨五入
A校	23名	運動部16名 文化部7名	運動部9名 文化部2名	48%
B校	24名	運動部16名 文化部13名	運動部13名 文化部8名	88%
C校	22名	運動部15名 文化部7名	運動部8名 文化部4名	55%
D校	18名	運動部13名 文化部4名	運動部6名 文化部2名	44%
E校	17名	運動部9名 文化部5名	運動部6名 文化部3名	53%

※学校名は順不同

② 主担当顧問教員の指導資格の有無について（平成29年度「運動部活動等に関する実態調査」スポーツ庁）

（2）中学校運動部の主担当顧問教員が、主担当運動部の競技種目に係る指導者資格の有無（複数回答）について、「6. 資格は持っていない、7. 当該競技種目の資格はない」と答えた割合は約8割。

平成29年度

	中学校		高等学校	
	公立	私立	公立	私立
1. 日本体育協会公認指導員	5.4%	7.1%	10.8%	12.7%
2. 日本体育協会公認コーチ	3.0%	7.4%	8.7%	9.6%
3. 日本体育協会公認教師	0.2%	0.0%	0.1%	0.2%
4. 国内競技団体認定指導員	4.8%	3.9%	7.0%	6.7%
5. その他の資格	7.8%	8.5%	7.9%	11.4%
6. 資格はもっていない	58.1%	55.1%	49.8%	46.5%
7. 当該競技種目の資格はない	24.4%	24.0%	21.6%	19.7%

ウ 校長は、部活動顧問の決定にあたって、校務分掌の平準化を視野に入れ、複数顧問制の導入など、学校全体としての適切な指導、管理・運営に係る体制の構築を図る。

校長は、部活動顧問の決定にあたって、顧問業務も平準化がなされるよう配慮する。そのためには、担当活動日等を決めるなどの役割を明確にした複数顧問制を導入するなどして、持続可能な運営体制を構築するようにする。さらには、複数顧問制の導入により、顧問を行っていた教員の異動に伴って、やむを得ず、未経験者の教員が1人で顧問を担うことがないようにすること。また、教員は、全教員が、長時間勤務を助長しないような部活動の運営体制を構築するよう協力すること。

エ 市教委及び校長は、教員の部活動への関与について、適正に、業務改善及び勤務時間の管理等を行う。

市教委及び校長は、「ＩＣカードによる在校時間の把握」や「夜間等のメッセージ対応」「学校閉庁日の設定」など、「教員の働き方改革実施計画～先生いきいき、みんな笑顔の学校～」

（平成30年10月 清瀬市教育委員会）を踏まえ、適正に、業務改善及び勤務時間の管理を行う。

3 合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

校長及び顧問は、部活動の実施に当たって、「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」（令和元年7月 東京都教育委員会）等を活用し、適切な指導に努める。

校長及び顧問は、上記ガイドライン等を活用して、

- 体罰、不適切な行為の防止（求められる指導者像、体罰の定義等）
- 部活動における重大事故防止に向けた安全対策（部活動において発生する事故の要因、運動やスポーツに内在する危険性、部活動を安全に進める上でのポイント）
- 部活動における健康面での留意事項（熱中症の予防、頭部外傷の理解と予防）
- 各競技における重大事故防止のためのガイドライン（主に運動部）
- 部活動の実践事例（運動部、文化部） 等

を十分に理解し、特段の配慮がなされるよう適切に対応する。

※（ ）内は記載事項を一部抜粋

(2) 部活動用指導手引の活用

校長及び顧問は、各種団体等が作成する指導手引等を活用し、各スポーツ・文化活動の特性を踏まえた、合理的でかつ効率的、効果的な活動等を取り入れる工夫をする。

運動部指導者は、トレーニング効果を得るために、文化部指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保のために、休養を適切にとらせることが必要である。また、過度の練習が、生徒の心身に負担を与え、スポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪ったりすること等を正しく理解すること。その上で、生徒がバーンアウトすることがないよう個々の目標を達成できるような指導を心がけ、それぞれの部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的、効果的な指導法を積極的に取り入れるなど、休養を積極的に取りつつ短時間で効果が得られるようにする。また、専門的知見を有する教科の教員や養護教諭等と連携し、発達の個人差や性差等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

週当たり、2日以上の休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、大会やコンクール、発表会、地域での行事等(以下「大会等」という。)で休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)

成長期にある生徒は、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることが必要である。

運動部活動では、スポーツ医・科学の見地¹⁵からは、トレーニング効果を得るには、適切な休養が必要であり、過度な練習はスポーツ障害等のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないことを指導者は理解する。また、多様な文化部活動では、運動部活動と同様にして、医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても、長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものである。

そのため、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。このことを踏まえ、市教委では、「運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年8月改訂 東京都教育委員会)及び「文化部活動の在り方に関する指針」(平成31年3月 東京都教育委員会)に則り、上記、休養日¹⁶を設定する。なお、平日に設ける休養日については、週2日間以上の休養を取らせることに視点を置き、(2)に定める休養期間以外で設定するようにする。

(2) 休養期間の設定

ア 定期考査期間(生徒及び教員が、定期考査の準備等に係る必要な期間)

イ 学校閉庁期間(夏期及び冬期)

ア 定期考査期間(生徒及び教員が、定期考査の準備等に係る必要な期間)

定期考査等における生徒の学習時間の確保は、部活動を行うこと以上に重視されることである。このことを踏まえ、生徒に日頃から学業をおろそかにしない姿勢をもたせるとともに、定期考査等に向けた学習は十分に時間をとり、主体的に、計画性をもって学習に取り組む姿勢を身に付けさせることを指導の一環として行うこととする。また、教員の評価業務を今まで以上により適正に行うため、定期考査期間(生徒及び教員が定期考査の準備や評価業務に必要な期間)については、部活動の休養期間¹⁶とする。

¹⁵ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会—団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更(平成30年4月1日)—)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているのではないことを踏まえた上で、「休養を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

¹⁶ 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付29文科初第1437号)」においては、「一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。」や「部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階で、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。」が示されている。

イ 学校閉庁期間（夏期及び冬期）

長期休業中にも、部活動以外の活動（読書や趣味等）や、さまざまな文化・体験活動に触れることも大切にするといった視点から、ある程度長期の休養期間を設けるものとする。

（３）活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等含む）及び長期休業中は3時間程度までとする。なお、終了時刻は、年間を通して原則、最長でも午後6時30分（完全下校）までとする。

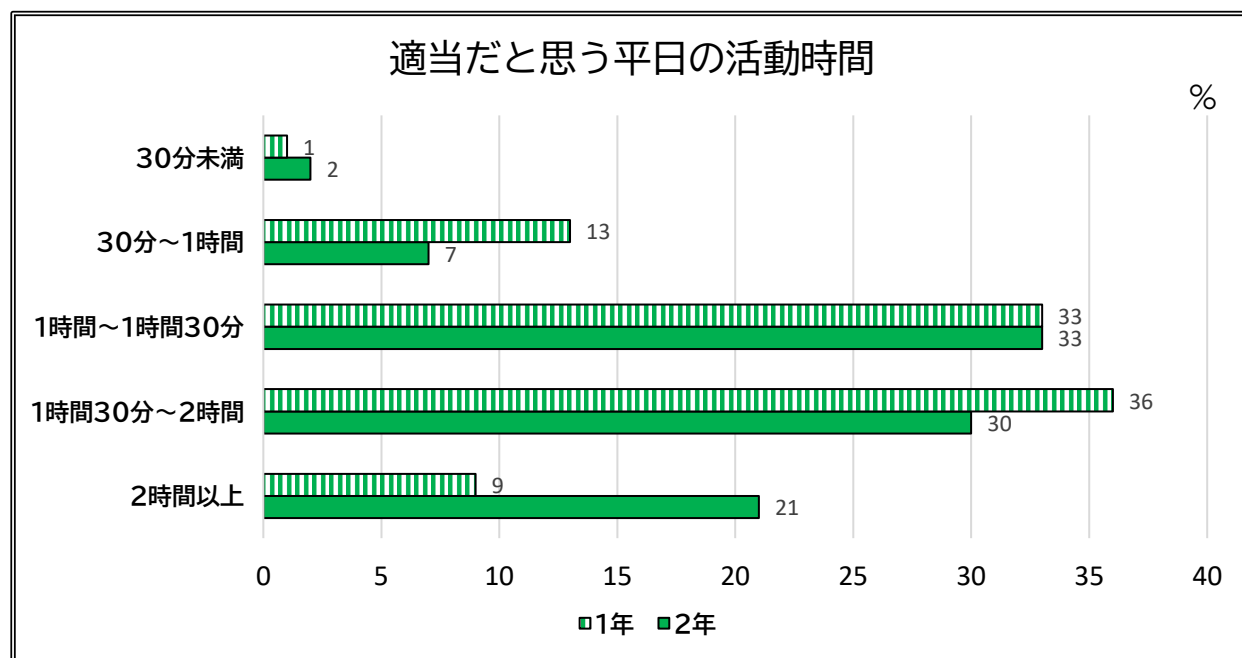
「成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送るとともに、自らのニーズに合ったスポーツ・文化活動を行うことに配慮する必要があります。」¹⁷これらを踏まえ、市教委では、「運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月改訂 東京都教育委員会）及び「文化部活動の在り方に関する指針」（平成31年3月 東京都教育委員会）に則り、上記活動時間を設定する。また、本指針で提案している午後7時から始まる「地域連携サークル（仮称）」に生徒が参加しやすい環境を整えるため、本市の全ての市立中学校の活動終了時刻は、年間を通して原則、最長でも午後6時30分（完全下校）までとする。

<参考>

生徒アンケートの結果より

Q あなたは、平日の部活動の活動時間は、どれくらいが適当だと思いますか。

（令和元年11月実施 清瀬市立中学校から1校を抽出し、第1・2学年の全生徒から回答）



¹⁷ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」（令和元年7月 東京都教育委員会）において、東京都教育委員会により新たに整理した「部活動」の概念が示されている。

(4) その他

ア 朝の活動については、午後の活動時間と合わせて、1日の活動時間（2時間程度）を超えないようにする。

イ 大会等への参加日及び参加日1週間前が休養期間と重なる場合については、必ず休養日を設定し振り替えること。また、実施の際には、本人及び保護者の理解を得ることに付け加えて、活動時間を減らすなどの配慮をする。

ア 朝の活動については、午後の活動時間と合わせて、1日の活動時間（2時間程度）を超えないようにする。

市教委では、生徒の安全面の確保及び教職員の長時間勤務を削減する観点から、朝の活動については、午後の活動時間と合わせて、1日の活動時間（2時間程度）を超えないようにする。

イ 大会等への参加日及び参加日1週間前が休養期間と重なる場合については、必ず休養日を設定し振り替えること。また、実施の際には、本人及び保護者の理解を得ることに付け加えて、活動時間を減らすなどの配慮をする。

部活動の活動時間を制限する一方で、大会等に向けた準備や大会等における勝敗や順位等は、部活動に参加している生徒にとって大きな励みとなっていることもある。そのため、大会等の参加にあたっての活動が、休養期間と重なる場合については、校長及び顧問で協議し認めることとする。ただし、「保護者の理解を得ること」としているように、あくまでも「自由参加の範囲」であり、「学習時間等の確保」については特段の配慮を行うこと。

5 生徒のニーズを踏まえた多様なスポーツ・文化活動に親しめる環境の整備

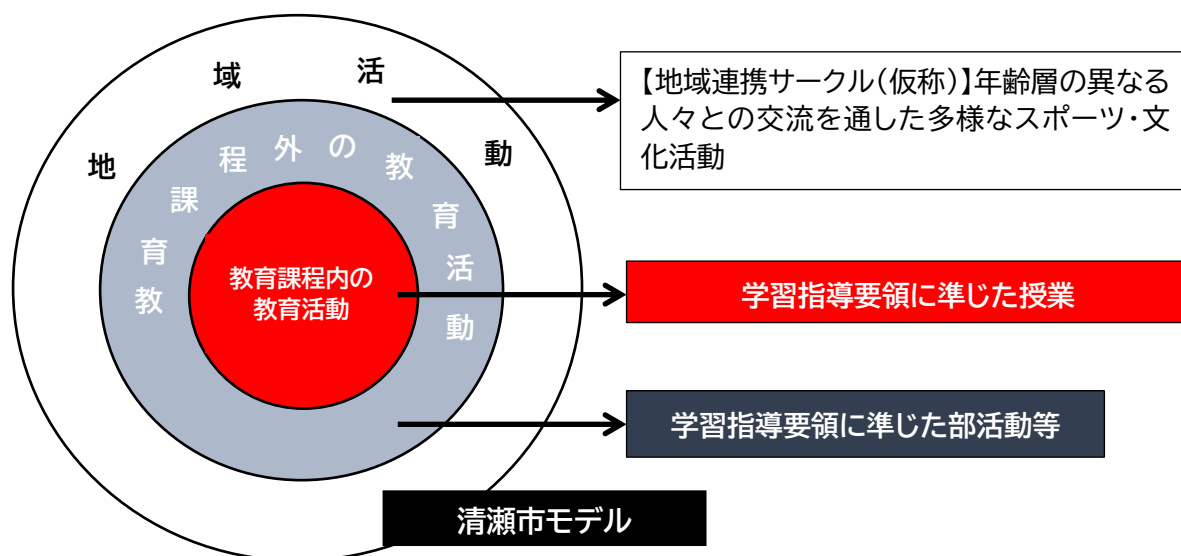
(1) 地域連携サークル（仮称）の設置

市教委は、各校の要望を踏まえ、地域団体の活動等と連携した地域連携サークルを校内に設置し、小・中学生が地域の年齢層の異なる人々と多様なスポーツ・文化活動に親しめる場を提供する。

○ 設置の背景

生徒のスポーツ・文化活動に関するニーズは、その技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である¹⁸。しかし、現在の学校部活動は、文化部（運動部）に所属する生徒が運動部（文化部）に参加できなかつたり、複数の文化・運動に親しむことができなかつたりなど、生徒の潜在的なスポーツ・文化活動のニーズに必ずしも応えられていない。そこで、学校と地域・保護者は、生徒の健全な成長を促すためのスポーツ・文化に親しめる環境の充実を支援するパートナーであるという考えの下、地域連携サークル（仮称）を設置する。その団体には、学校で活動する時間（教育課程¹⁹内の教育活動及び教育課程外の教育活動）以外の時間において、地域活動として優先的に学校の施設貸し出し²⁰をする。

生涯にわたっての豊かなスポーツ・文化活動の実現



¹⁸ スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 30 年 2 月公表）

運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校 2 年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子 42.9%・女子 59.1%）」、「友達と楽しめる（男子 42.7%・女子 60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子 44.4%・女子 53.8%）」が上位であった。

¹⁹ 教育課程：学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画（文部科学省）

²⁰ 芸術文化等の活動を行うに当たっては、防音室や実験室など活動内容に適した場所や、楽器や実験器具など活動内容に不可欠な用具が備わっていないと活動自体が実施できないものがあることから、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しめるように配慮する必要がある。そのため、校長は、体育館や校庭等の運動施設に限らず、様々な学校施設の開放を検討することが望まれる。

○ 目的

地域のスポーツ・文化団体等と連携し、地域連携サークル（仮称）を校内に設置し、市内の小・中学生が地域の年齢層の異なる人々との交流を通じた多様なスポーツ・文化活動に親しめる機会を提供する。

○ 内容（令和２年の試行後以降、順次、中学校全校に設置予定）

- （１）試行校 清瀬市立第五中学校
- （２）協力校 清瀬市立第十小学校
- （３）連携団体 総合型スポーツクラブ
- （４）スポーツ・文化種目 例：バドミントン・テニス等のスポーツ活動、楽器等の演奏、英会話等の文化活動も検討

○ その他、留意事項等

- ・ 年齢層の異なる人々との多様なスポーツ・文化活動を通じた交流を行うことによって、生涯にわたっての豊かなスポーツ・文化活動の実現を目指す。
- ・ 保護者の経済面や子供の心身の発達面で過度な負担がかからないようにし、参加に際しては、金銭的な負担が過度にならないよう配慮する。
- ・ 指導者については、学校の運動部・文化部活動の顧問になることも可能であるが、あくまでも、地域との連携強化を図ることが目的であるため、部活動の延長とならないよう配慮する。

５ 目指すモデル

【Ａさんのケース】

吹奏楽部で活動していたが、運動も好きなので、地域連携サークルのバドミントンサークルに加入し、運動を楽しむ機会を設けた。

＜卒業後のイメージ＞

高校進学後は、勉学に励むため部活動には所属していないが、吹奏楽サークルを継続し、適度な音楽活動を楽しんでいる。

【Ｂさんのケース】

陸上部で活動していたが、ピアノや吹奏楽にも興味があり、地域連携サークルの吹奏楽サークルに加入し、陸上とトランペットに親しむ機会を設けた。

＜卒業後のイメージ＞

家庭をもつようになるが、地域連携サークルの陸上サークルに所属し、様々な地域で開催されるマラソン大会に家族で参加し、余暇を楽しんでいる。

【Ｃさんのケース】

バスケットボール部で活動をしていたが、自己の課題であるシュートについてもう少し練習したいと考えた。そこで、地域連携サークルのバスケットボールサークルに加入し、地域の方にシュートを教わる機会を設けた。

＜卒業後のイメージ＞

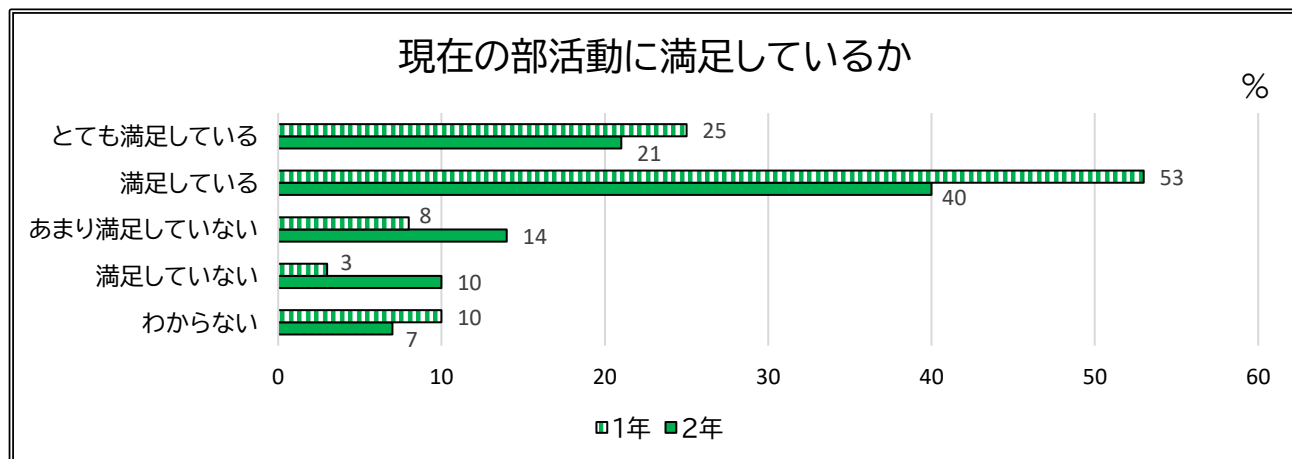
高校、大学と進学し、大学期では、地域連携サークルのバスケットボールサークルを継続し、国際審判資格の取得を目指しながら、中学生の指導も合わせて行っている。

<参考>

生徒アンケートの結果より

Q あなたは、現在の部活動に満足していますか。

(令和元年11月実施 清瀬市立中学校から1校を抽出し、第1・2学年の全生徒から回答)



(2) 総合運動部や総合文化部の設置の推進

市教委は、生徒の部活動に対する潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒が参加しやすい活動を行うことのできる総合運動部や総合文化部の設置を推進する。

体力は人間のあらゆる活動の源であり、精神面の向上にも深く関わり、生徒の健全な成長を支える上で、極めて大切である。しかし、生徒の1週間の総合運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であることが課題²¹となっている。そこで、市教委は、中学校全校に対して、総合運動部設置の推進を行い、誰でも気軽に、楽しく、運動に親しめる機会の確保に努める。また、文化部においても、より生徒が多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した総合文化部の設置を推進し、シナジー効果(相乗効果)や満足度向上に寄与する。

(3) 学校における活動を必要としない活動の中学校体育連盟への加盟協力

校長は、様々な地域のスポーツクラブ等で活動している生徒について、中学校体育連盟主催の大会に参加を希望する場合には、その加盟に協力する。

各学校での活動を行わない地域のクラブ活動においても、保護者と連携をして中学校体育連盟等の団体への加盟登録を行うとともに、大会参加等ができるような配慮を行う。なお、その際、大会参加に向けた引率については、中学校体育連盟の大会実施要項を確認の上、保護者と共通理解を得ておくこと。

²¹ スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)

保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

6 参加する大会等や練習試合等の見直し

（１）市教委は、週末等が開催される大会等の統廃合を主催者に要請する。

東京都中学校体育連盟及び区市町村教育委員会等が、今後、学校部活動が参加する大会・試合の全体像の中で、週末等が開催される大会等の統廃合を主催者に要請することが望まれている。そこで、市教委は、関係団体等に学校の部活動が参加予定の大会やコンクール、発表会、地域での行事等の日程で、生徒や顧問等の過度な負担となる場合には、その主催者に大会等の統廃合等を要請する。

（２）校長は、生徒と顧問等が参加する大会等を精査し、両者の負担軽減を図る。

校長は、顧問と相談の上、年間を通しての大会等の参加回数を把握し、精査に努め、生徒及び顧問の負担を軽減する。

（３）顧問は、活動期間と休養期間にメリハリを付け、生徒のモチベーション維持に努める。

活動期間と休養期間のメリハリを付けることは、部活動の短期目標を明確化させ、その目標に向かって取り組む集団作りを行うことにつながる。そのためには、部員主体のミーティングを定期的に設けたり、保護者との連携を深めたりすることが望まれる。また、定期的に「部活動便り」を発行するなどして、顧問、生徒、保護者の意識の共有を図ることなども有効である。

記入例

(参考様式1)

令和◇年度

清瀬市立〇〇中学校 部活動の活動方針

1 設置する部活動（令和〇年5月〇日現在）

部活動名	顧問 部活動指導員	外部指導員	部員数	主な活動場所	活動曜日
バスケット ボール部	◇◇（指）	—	〇〇名	体育館・校庭	月・木・金・土
バドミントン 部	◇◇ △△ 〇〇	〇〇 △△	〇〇名	体育館・校庭・ 校舎内	火・木・金・土
野球部	◇◇ △△ 〇〇	—	〇〇名	校庭	月・火・木・金・ 土
サッカー部	◇◇ △△ 〇〇	—	〇〇名	校庭	月・火・金・土
テニス部	〇〇（指）	—	〇〇名	校庭（テニス コート）	月・金・土
吹奏楽部	◇◇ △△ 〇〇	◇◇ △△ 〇〇	〇〇名	音楽室	月・火・木・金・ 土
演劇部	◇◇ △△ 〇〇	〇〇	〇〇名	教室（3A） 多目的室	火・木・金 公演前は他の日も実施
理科部	◇◇ △△ 〇〇	—	〇〇名	理科室	火・木（土）月1程度 実施フィールドワーク
清瀬研究部	◇◇ △△ 〇〇	地域専門家 を招聘	〇〇名	教室（1B）	毎月第2土曜

※（指）は部活動指導員

2 部活動に係る活動方針

（1）指導・運営体制

全教職員で、顧問体制を整え、部活動指導員及び外部指導員の積極的な活用を行い、「清瀬市立中学校活動指針」に則り、地域との連携を重視した活動を実施する。

（2）適切な指導の実施

「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」（東京都教育委員会）を活用するなどして、安全の確保を徹底するとともに効率的、効果的な活動を重視し、活動日以外の時間についても重視する。

（3）適切な休養日の設定

概ね週2日以上（平日1日以上、休日1日以上）の休養日及び学校閉庁期間を休養期間とする。

（4）大会やコンクール、発表会、地域での行事等への参加

各部、年間、概ね2～3回を上限とし、地域行事については積極的に参加を行う。

（5）その他

- ・清瀬に関わる、文化、歴史、自然について地域人材を活用しながら、清瀬について学ぶ、清瀬研究部（総合文化部）を設置する。
- ・地域連携サークル（バドミントン・バスケットボール・英会話）を設置し、学校の教育活動以外でのスポーツ・文化活動を通じた地域の人々との交流を推進する。

記入例

(参考様式2)

令和◇年度

〇〇〇〇部 年間活動計画

清瀬市立〇〇中学校

1 指導者

顧問・部活動指導員名	担当活動日	備考
◇◇ ◇◇	火・土（体育館）	大会引率（男女）練習試合引率
△△ △△	木（校庭・校舎での筋力トレーニング）	大会引率（男子）
〇〇 〇〇	金（体育館）	大会引率（女子）
▽▽ ▽▽（外部指導員）	土日及び（火）時々	大会引率（男女）練習試合引率

2 活動場所・活動曜日

活動場所	活動曜日	休養日	備考（土・日曜日の活動について等）
体育館 校庭・校舎内（筋トレ）	火・木・金・土	月・日	練習試合を組んだ時には、土曜でなく日曜日になることがある。

3 年間計画

	活動目標	活動内容等	大会やコンクール、発表会、地域での行事等
4月	体験部活動及び部活動説明会を成功させる	カットの習得 部活動説明会準備	
5月	自己の強みを生かしたプレーを充実させる	個に応じた強化練習	小学校運動会への応援スタッフ
6月	ブロック大会出場	個に応じた強化練習	夏季大会スタート・練習試合毎週
7月	都大会出場	個に応じた強化練習	夏季大会
8月	秋季大会に向けた、正確なプレー・審判法の習得	正確な基礎打ちの習得 審判法の習得	シード権大会（平日に実施）
9月	クリアー及びスマッシュの強化	シングルス・ダブルスの基礎的な動きの確認	秋季大会スタート
10月	都大会出場	個に応じた強化練習	秋季大会
11月	サービスからの展開の習得	サービスから3手目までのコース取りの確認	地域祭りへの応援スタッフ
12月	体づくり	走り込み・筋力トレーニング	
1月	1年生大会	走り込み・筋力トレーニング	市内マラソン大会 1年生大会
2月	クリアー及びスマッシュの強化	コンパクトなラケットの振り	
3月	ライン際の攻防	サイド、エンドの使い方	

（留意事項）

〇〇部目標「心豊かに、他者を愛す」

- ～本年度は、個人戦での都大会出場、団体戦でのブロック大会出場を目指す～
 - 練習ノートを練習毎（含む、自己練習）に記入し、部員一人一人が自己の強みを生かした試合に臨めるようにする。
 - △△に特化することなく、日々の宿題や勉強も怠ることなく、文武両道の精神で学校生活を送る。
 - 地域活動にも積極的にチームとして参加し、地域の一員としての意識をもつ。
- ※試合後の月曜日は、短時間でのミーティングを行います。

記入例

(参考様式3)

令和◇年度

〇〇〇〇〇〇部 〇月活動計画

清瀬市立〇〇中学校

日	曜日	時間	場所	大会やコンクール、発表会、地域での行事等	外部指導員
1	月				
2	火	15:50~18:00	体育館		〇〇
3	水				
4	木	15:50~17:00	校庭・校舎	ランニング・筋トレ	
5	金	15:50~18:00	体育館		
6	土	9:00~12:00	◇◇中	練習試合(◇◇中)	〇〇、△△
7	日				
8	月	15:50~16:30	2A 教室	ミーティング	
9	火	15:50~18:00	体育館		〇〇
10	水				
11	木	15:50~18:00	校庭・校舎	ランニング・筋トレ	
12	金	15:50~18:00	体育館		
13	土				
14	日	13:00~16:00	体育館	練習試合(〇〇中、△△中)	〇〇、△△
15	月	15:50~16:30	2A 教室	ミーティング	
16	火	15:50~18:00	体育館		〇〇
17	水				
18	木	15:50~18:00	校庭・校舎	ランニング・筋トレ	
19	金	15:50~18:00	体育館		
20	土	8:00 集合 弁当	玄関前	秋季大会(男子〇〇中、女子△△中)	〇〇、△△
21	日	8:00 集合 弁当	玄関前	秋季大会(男子〇〇中、女子△△中)	〇〇、△△
22	月				
23	火	15:50~18:00	体育館		〇〇
24	水				
25	木	15:50~18:00	校庭・校舎	ランニング・筋トレ	
26	金	15:50~18:00	体育館		
27	土	15:50~18:00	体育館		〇〇、△△
28	日	8:00~12:00	〇〇小	地域祭り手伝い(1年 8:00 集合、2年 10:00 集合)	
29	月				
30	火	15:50~18:00	体育館		〇〇
31	水				

※外部指導員配置日に○をすること。(いない場合は「ー」と記載)

清瀬市立中学校部活動指導員設置基準

（目的）

第1 この基準は、清瀬市立中学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、もって学校の教育体制の整備・充実に資するため、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を設置し、その取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2 部活動指導員は、勤務することを命じられた学校（以下「配置校」という。）の校長（以下「校長」という。）及び清瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指揮監督の下に、学校における部活動の顧問として次に掲げる職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 用具・施設の点検・管理
- (4) 配置校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 年間・月間指導計画の作成
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故が発生した場合の現場対応
- (9) その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

（配置する学校）

第3 部活動指導員は、清瀬市立中学校に配置する。

（配置基準）

第4 部活動指導員の配置については、部活動指導員の配置を希望する学校長（以下「希望学校長」という。）からの申請に基づき、部活動指導等の負担が大きい部活動の状況等を勘案の上、指導課が決定する。

（委嘱）

第5 部活動指導員は、第2に規定する職務を理解し、その職務を遂行する熱意があるとともに、当該の競技、部門等の専門性を有する者で、希望校長の面接により適格と認められた者に対し、総務部職員課が任用する。

（委嘱期間）

第6 部活動指導員の任用期間は1年以内とし、年度をまたがる委嘱はできないものとする。

- 2 部活動指導員の任用期間の更新は妨げない。

（服務）

第7 部活動指導員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 部活動指導員は、職務の遂行に当たっては、この要綱に従い、かつ校長の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

- 3 部活動指導員は、校長の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ま

た、退職した後も同様とする。

（服務監督）

第 8 配置された部活動指導員の服務監督は、校長が行う。

（解職）

第 9 部活動指導員が、次の各号の一に該当する場合は、その意に反して、校長は委嘱期間の満了前でも解職することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (3) 刑事事件に関し起訴された場合
- (4) 予算の減少その他やむを得ない事由のために部活動指導員の配置数の改廃又は廃職を生じた場合
- (5) 第 8 の規定に著しく違反した場合

（研修）

第 10 教育委員会及び配置校は、部活動指導員に対し、以下の内容等について、定期的かつ計画的に、研修を行う。

- (1) 職務上守るべき法令に関する内容
- (2) 部活動の位置付けや教育的意義
- (3) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- (4) 安全の確保や事故発生後の対応

2 部活動指導員は、教育委員会が実施する年 2 回の研修会に参加しなければならない。

3 校長が必要と判断する場合は、校内における職員会議・校内研修会、東京都中学校体育連盟及び東京都中学校文化連盟に登録されている各部が実施する講習会、体罰根絶に向けた研修会等に部活動指導員を参加させることができる。

（勤務日及び勤務時間等）

第 11 部活動指導員の勤務時間は、平日で 2 時間× 4 日、週休日で 3 時間× 1 日、合計週当たり 11 時間の範囲内であることを原則とする。大会前など真にやむを得ないと校長が認める場合は、年間の勤務時間の範囲であれば、この限りではないものとする。また、当日準備や後片付けなど、直接生徒に対する指導を行っていない勤務時間についても年間で割り当てられた範囲内で認めるものとする。

2 勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が定める。

（身分）

第 13 部活動指導員は、清瀬市臨時的任用職員の任用に関する要綱（平成 25 年 11 月 6 日訓令第 85 号）に定める職員とする。

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

生徒アンケート

(令和元年11月実施 清瀬市立中学校から1校を抽出し、第1・2学年の全生徒から回答)

部活動に関するアンケート

清瀬第 中学校 男 女

このアンケートは、清瀬市の部活動に関する生徒の皆さんの意見を知るために行います。

Q0 あなたが所属する部活動は、何ですか。

サッカー	バレーボール	バドミントン	卓 球	バスケットボール
野 球	陸 上	テニス(軟式・硬式)	水 泳	新体操
その他の運動部 ()	吹奏楽	箏 曲	美術・イラスト	調理・クッキング
英 語	裁 培	ハンドメイド	その他の文化部 ()	部活動には所属していない

Q1 あなたが、部活動を行う上で、一番の目標としていること(大切にしていること)は何ですか。次の中から、一つ選んでください。

試合で勝つ、好成績を残す	技術の向上	友達と楽しく過ごす	放課後や休日を有意義に過ごす	その他
--------------	-------	-----------	----------------	-----

Q2 あなたは、平日の部活動の活動時間は、どれくらいが適当だと思いますか。

30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分	1時間30分～2時間	2時間以上
-------	---------	------------	------------	-------

Q3 あなたは、休日(土・日曜日、祝日)の部活動の活動時間は、どれくらいが適当だと思いますか。

1時間未満	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～4時間	4時間以上
-------	---------	---------	---------	-------

Q4 あなたは、部活動の朝練習があったほうがいいと思います。

あった方がよい	できればあった方がよい	できればない方がよい	ない方がよい	わからない
---------	-------------	------------	--------	-------

Q5 あなたは、平日(月～金曜日)に部活動の休養日が何日くらい、あるといいと思いますか。

3日以上	2日	1日	休養日はないほうがよい	わからない
------	----	----	-------------	-------

Q6 あなたは、休日(土・日曜日)の部活動の休養日は、どのようになっているといいと思いますか

土日どちらも休養日がよい	土日のどちらかが休養日がよい	土・日に休養日はない方がよい	わからない
--------------	----------------	----------------	-------

Q7 あなたは、部活動の大会前(2週間前)にも休養日があった方がいいと思いますか。

休養日があった方がよい	休養日はない方がよい	わからない
-------------	------------	-------

Q8 あなたは、現在の部活動に満足していますか。

とても満足している	満足している	あまり満足していない	満足していない	わからない
-----------	--------	------------	---------	-------

【参考・引用文献】

- 「運動部活動での指導のガイドライン」平成25年5月 文部科学省
- 「中学校学習指導要領」平成29年3月 文部科学省
- 「中学校学習指導要領解説総則編」平成29年7月 文部科学省
- 「中学校学習指導要領解説保健体育編」平成29年7月 文部科学省
- 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会（団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成30年4月1日）
- 「学校における働き方改革推進プラン」平成30年2月 東京都教育委員会
- 「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」平成30年2月 スポーツ庁
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」平成30年2月9日付29文科初第1437号
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月 スポーツ庁
- 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」平成30年8月改訂 東京都教育委員会
- 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年12月 文化庁
- 「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」平成31年3月 東京都教育委員会
- 「練馬区立大泉西中学校『運動部活動の活動指針』～生徒のよりよいスポーツ環境の持続可能な運営体制を目指して～」平成31年3月15日 練馬区立大泉西中学校
- 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」令和元年7月 東京都教育委員会
- 「『令和の日本型学校教育』の答申への中間報告」令和2年10月7日 文部科学省

清瀬市立中学校部活動の在り方に関する検討委員会
(令和3年3月31日現在)

委員長	大妻女子大学 特任教授	熊野 真司
副委員長	元清瀬市教育委員会教育委員長	松村 重樹
中学校保護者代表	清瀬市学校支援本部統括コーディネーター	齊藤 しのぶ
小学校保護者代表	清瀬市立清明小学校保護者の会会長	山村 康一
市立中学校長代表	清瀬市立清瀬第五中学校長	堀内 雅之
市役所教育委員会	教育部長	渡辺 研二
市役所関係課代表	生涯学習スポーツ課	綾 乃扶子
事務局 (教育委員会教育部 指導課)	参事兼指導課長	中山 兼一
	副参事兼統括指導主事	馬場 一平
	指導主事	宮野 将史

清瀬市立中学校「部活動の活動指針」
～子供たちの遠い未来を見据えた運営体制を目指して～

令和3年1月15日発行

発 行 者 清瀬市教育委員会
(事務局 教育委員会教育部指導課)

所 在 地 〒204-8511
東京都清瀬市中里5-842 清瀬市役所内

電 話 042-497-2554 **(事務局 指導課)**

